

株 主 各 位

埼玉県川越市新宿町5丁目13番地1
新 報 国 製 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長 成 瀬 正

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止策を実施の上、開催いたします。株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご協力いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県川越市新宿町5丁目13番地61
住宅展示場「川越ハウジングステージ」
インフォメーションセンター
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第88期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
第 2 号 議 案 定款一部変更の件
第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
4. その他の招集の決定事項
代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類記載事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shst.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について

1. 当社の対応について

○当社の役員及び株主総会の運営係員は、マスク着用で対応させていただきます。

2. 入場時及び会場内での対応について

○会場内の座席は、ソーシャルディスタンスを考慮し間隔をあけた座席配置とさせていただきます。

○換気のため会場扉及び窓は一部開放して開催いたします。

○会場内に、アルコール消毒液を設置いたします。

○ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

上記対応に伴いご来場の株主様におかれましては、以下の感染防止対策につきましてご協力くださいますようお願い申し上げます。

○会場内でのマスクの着用についてご協力をお願い申し上げます。

○会場内に設置のアルコール消毒液による手指の消毒をお願い申し上げます。

○会場入口にて非接触型体温計による検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合など、ご体調がすぐれないと判断させていただいた場合は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

○株主総会会場である住宅展示場「川越ハウジングステージ」にご来場の株主様が一定数を超えた場合、3密防止の観点から、第二会場（当社研究展示室）へご案内することがございますので、予めご了承ください。

以上、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

第 88 期 事 業 報 告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過

当事業年度において、新型コロナウイルスが瞬く間に世界に拡がり大きな混乱を引き起こしました。わが国においては、一時は緊急事態宣言が全面解除され経済活動が再開し始めたものの、感染拡大に歯止めがかからず、依然として厳しい状況が続いております。

このような混乱した状況下において、当事業年度の業績につきましては、主力製品である半導体及びF P D（液晶・有機E L）製造装置関連が当初より予想していた調整局面に加え、新型コロナウイルス感染拡大に起因する主要顧客の海外渡航制限による工事の遅れや設備投資の後倒しなどにより、当社も徹底した固定費削減などに努めて参りましたが、前期と比べ大幅な減収減益となりました。

その結果、当事業年度における売上高は前期比1,530百万円減収の3,987百万円（前期比27.7%減）となり、営業利益は前期比380百万円減益の223百万円（前期比63.0%減）、経常利益は前期比334百万円減益の267百万円（前期比55.5%減）、当期純利益は前期比237百万円減益の192百万円（前期比55.2%減）となりました。

なお、2019年3月29日付で提起された東海旅客鉄道株式会社との訴訟につきましては現在も係争中であり、当初より行ってきた当社主張のとおり、当社に賠償責任はないと考えておりますので、これを事実在即して立証して参ります。

中長期的には、主力製品である半導体・F P D製造装置関連は、I o Tや5 G、A I 関連で成長トレンドは変わらないものの、次期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響など先行き不透明であり、次期の予想は大変難しい状況です。

現在、半導体不足の報道はありますが、まだ設備投資の増強には至っておらず、上期は引き続き厳しい状況が続き、ようやく下期に回復基調になると思われますが、本格的回復は2022年にずれ込むと考えております。

従いまして、次期の業績は当期と同程度と見込んでおり、売上高は4,000百万円程度、営業利

益は250百万円、経常利益は285百万円、当期純利益は200百万円程度と予想しております。

今後も徹底した固定費削減を図るとともに歩留向上、生産の効率化に取り組んで参ります。

※業績見通しは、本資料発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想値と異なる場合があります。

当社は、どのような危機が来ても潰れない二重三重の安全装置を備えた財務基盤の確立の上に、研究開発、製造技術の向上のための投資、人材育成の投資を積極的に進め持続的成長を目指しつつ、当該事業年度の業績と次期以降の見通しを勘案し安定的に株主の皆様へ報いる配当を決定していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり15円とさせていただく予定であります。年間配当金は、既に実施しました中間配当15円を含め、1株当たり30円となる予定であります。

次期の配当につきましても、厳しい状況の中ではありますが中期的観点に立ち年間普通配当1株当たり30円を継続する予定であり、中間配当15円、期末配当15円を予定しております。

(2) 販売実績

セグメントの名称	金 額(千円)	構成比(%)	前期比(%)
特 殊 合 金 事 業	3,829,736	96.1	71.5
不 動 産 賃 貸 事 業	157,128	3.9	100.0
計	3,986,863	100.0	72.3

(3) 財産及び損益の状況

期 別 科 目	第85期 (2017年度)	第86期 (2018年度)	第87期 (2019年度)	第88期(当期) (2020年度)
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	5,488,284	6,229,778	5,516,838	3,986,863
当 期 純 利 益	1,211,817	557,249	428,137	191,604
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	365円80銭	166円71銭	128円04銭	57円31銭
純 資 産 額	3,366,165	3,817,030	4,183,747	4,236,697

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の課題について取り組んで参ります。

1. 新製品の拡販
2. 競争力強化
3. 鑄造技術の向上
4. 研究開発（次世代インバー、耐熱耐腐食鋼）
5. 人材育成

(5) 設備投資等の状況

当期中において重要な設備投資はありません。

(6) 資金調達の状況

当期中において特記すべき事項はありません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主な事業内容

- ① 半導体及びF P D製造装置用部品等の製造及び販売
- ② シームレス鋼管製造用工具の製造及び販売
- ③ 鍛圧加工（鍛造・圧延・伸線）
- ④ 不動産の賃貸

(9) 事業所

本社 埼玉県川越市新宿町5-13-1

三重工場 三重県三重郡川越町大字高松字中島835- 1

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	1,300,000千円

(11) 従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
93名 (4名減)	41才1ヶ月	13年9ヶ月

(注) 1. () は前期末比増減であります。

2. 上記従業員数には臨時従業員3名を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 3,342,901株(自己株式167,099株を除く)
(2) 株主数 2,122名
(3) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	509千株	15.2%
村 岡 克 彦	355千株	10.6%
株 式 会 社 湊 組	270千株	8.1%
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	157千株	4.7%
石 田 龍 山	130千株	3.9%
株 式 会 社 山 本 本 店	107千株	3.2%
日 東 紡 績 株 式 会 社	100千株	3.0%
清 水 長 助	70千株	2.1%
竹 田 敦 子	42千株	1.3%
新 報 国 製 鉄 取 引 先 持 株 会	40千株	1.2%

(注) 持株比率は、自己株式(167,099株)を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	成 瀬 正	社長執行役員
取 締 役	長谷川 潔	執行役員
取 締 役	成 島 伸 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	宝 池 隆 史	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	笹 本 昌 克	㈱湊組 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	丸 茂 隆	税理士

- (注) 1. 取締役宝池隆史、笹本昌克、丸茂隆は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員丸茂隆は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 監査等委員宝池隆史、笹本昌克、丸茂隆は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 取締役小林民雄氏は2020年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を辞任いたしました。
5. 取締役篠宮雅明氏は2020年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員)を退任いたしました。
6. 当社は、以下の理由により、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- ①監査等委員の3名中3名が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること。
- ②取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていること。
- ③必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていること。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取締役(監査等委員を除く)	3名	43,152千円	
(内 社外取締役)	(-名)	(-千円)	
取締役(監査等委員)	5名	12,405千円	
(内 社外取締役)	(4名)	(11,709千円)	
合 計	8名	55,557千円	

- (注) 1. 2016年3月29日開催の第83回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額を年額1億5千万円以内(社外取締役2千万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額5千万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額が含まれております。
4. 上記の支給人数には、2020年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任または退任をした監査等委員である取締役2名を含んでおります。

(3) 当期における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	宝池 隆史	社外取締役就任後開催の取締役会10回のうち9回、監査等委員会3回のうち3回に出席し、必要に応じ、企業法務の豊富な経験、幅広い知見からの発言を行っております。
社外取締役	笹本 昌克	当事業年度開催の取締役会14回のうち11回、監査等委員会5回のうち4回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	丸茂 隆	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会5回のうち4回に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 社外取締役宝池隆史につきましては、2020年3月26日就任後の状況を記載しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外取締役でない非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

その契約の概要は以下の通りです。

1. 被保険者の範囲

当社取締役、監査等委員

2. 保険契約の内容の概要

①被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

③役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員長は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規定を定め周知徹底する。また、社長直轄の監査室は、各部署における業務遂行状況を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、社内規定に基づき保存・管理を行っており、取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

監査室及び各部門においてリスクを把握しその対応策の検討を行い、その結果を取締役会へ報告する。また、監査室は、リスク項目について定期的に点検・管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、月 1 回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督している。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査室員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指定された使用人への指揮権は監査等委員会に移行されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項の発生または発生するおそれがあるときは直ちに監査等委員会に報告する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、業務執行状況を把握するため取締役会に参加し、必要に応じて説明を求めることができる。また、監査等委員と会計監査人との意見や情報の交換を行うための体制も整備する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、必要に応じて警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会において、当社経営に関する重要事項を決定する際には、法令・定款への適合性及び業務の適正を確保する視点から審議を行っております。

また、監査等委員は、取締役会及び社内の重要会議に出席し必要な意見を表明しているほか、会計監査人及び監査室と適宜情報交換を行っており、内部統制システムの運用状況について監視、検証を行っております。

(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
流 動 資 産	(資 産 の 部)	4,921,898	流 動 負 債	(負 債 の 部)	414,254
現 金 及 び 預 金		3,051,214	買 掛 金		128,581
受 取 手 形 金		31,603	短 期 借 入 金		60,000
売 掛 金		436,862	リ 一 ス 債 務 金		1,187
電 子 記 録 債 権		182,176	未 払 事 業 所 税		122,210
製 材 料 品		158,464	未 払 消 費 税 等		1,734
原 仕 材 掛 費		231,249	未 前 受 取 金		27,570
仕 前 払 費 入 金		749,181	前 賞 与 引 当 金		9,080
未 収 還 付 法 人 税		1,240			32,725
未 収 還 付 の 引 当 金		13,889			15,468
そ の 他 金		65,061			15,700
		1,026			
		△66			
固 定 資 産		1,595,949	固 定 負 債		1,866,896
有 形 固 定 資 産		1,410,299	長 期 借 入 債 務 金		1,515,000
建 構 物		362,059	リ 一 ス 債 務 金		3,438
機 械 及 び 装 置		87,564	退 職 給 付 引 当 金		170,173
車 両 運 搬 具		377,073	長 期 未 払 証 金		25,591
土 工 具、器 具 及 び 備 品		6,860	長 期 預 り 保 証 金		152,694
土 地		40,073			
一 ス 資 産		532,545	負 債 合 計		2,281,150
		4,125			
無 形 固 定 資 産		6,553	株 主 資 本	(純資産の部)	4,175,157
ソ フ ト ウ ェ ア 権		6,370	資 本 剰 余 金		175,500
電 話 加 入 権		183	資 本 剰 余 金		199,796
投 資 そ の 他 の 資 産		179,098	資 本 剰 余 金		133,432
投 資 有 価 証 券		131,229	そ の 他 資 本 剰 余 金		66,363
操 業 延 税 金 資 産		47,087	利 益 剰 余 金		3,856,771
そ の 他		782	利 益 準 備 金		43,875
			そ の 他 利 益 剰 余 金		3,812,896
			繰 越 利 益 剰 余 金		3,812,896
			自 己 株 式		△56,910
			評 価 ・ 換 算 差 額		61,540
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		61,540
			純 資 産 合 計		4,236,697
資 産 合 計		6,517,847	負 債 ・ 純 資 産 合 計		6,517,847

損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目					金 額	
売 上	高					3,986,863
売 上	価					3,182,345
売 上	益					804,518
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益					581,232
営 業 外 収 益	益					223,286
受 取 配 当 金				2,574		
助 成 金 収 入				40,818		
原 材 料 売 却 益				2,361		
雑 収 入				8,463		54,217
営 業 外 費 用						
支 払 利 息				7,480		
固 定 資 産 除 却 損				376		
雑 支 出				2,173		10,030
経 常 利 益						267,473
税 引 前 当 期 純 利 益						267,473
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				8,987		
法 人 税 等 調 整 額				66,882		75,868
当 期 純 利 益						191,604

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金
					繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	175,500	133,432	66,363	43,875	3,755,026
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△133,735
当 期 純 利 益					191,604
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	57,869
当 期 末 残 高	175,500	133,432	66,363	43,875	3,812,896

	株主資本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△56,910	4,117,288	66,459	66,459	4,183,747
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△133,735			△133,735
当 期 純 利 益		191,604			191,604
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△4,919	△4,919	△4,919
当 期 変 動 額 合 計	-	57,869	△4,919	△4,919	52,950
当 期 末 残 高	△56,910	4,175,157	61,540	61,540	4,236,697

個 別 注 記 表

記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
 売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

 通常の販売目的で保有するたな卸資産

 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

 有形固定資産 定率法

 （リース資産を除く）

 但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額
法

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	7～45年				
構	築	物	10～50年			
機	械	及	び	装	置	4～22年
車	両	運	搬	具	4～7年	
工	具、器具及び備品	2～10年				

 無形固定資産 定額法

 （リース資産を除く）

 但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能
期間（5年）に基づく定額法

 リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与にあてるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき見積額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生している額（簡便法）を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,895,684千円
2. 決算期末日満期手形の会計処理については、当事業年度末日は金融機関の休業日でありましたが満期日決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形 3,903千円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（株）	3,510,000	-	-	3,510,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（株）	166,581	518	-	167,099

(注) 当期増加株式数518株は、譲渡制限付株式の返還による当社株式518株の取得によるものです。

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	83,585千円	25円	2019年12月31日	2020年3月27日
2020年8月7日 取締役会	普通株式	50,150千円	15円	2020年6月30日	2020年9月1日

4. 当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50,144千円	15円	2020年12月31日	2021年3月26日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	4,789千円
一括償却資産	1,699千円
未払事業所税	529千円
貸倒引当金	20千円
退職給付引当金	51,903千円
役員退職慰労未払金	1,098千円
その他の他	17,566千円
繰延税金資産小計	77,603千円
評価性引当額	△1,098千円
繰延税金資産合計	76,505千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	2,411千円
その他の有価証券評価差額金	27,007千円
繰延税金負債合計	29,418千円
繰延税金資産の純額	47,087千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。また、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として長期保有を目的とした上場株式であり四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、月次で資金繰実績を作成し、流動性リスクを把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	3, 051, 214	3, 051, 214	-
(2) 受取手形	31, 603	31, 603	-
(3) 売掛金	436, 862	436, 862	-
(4) 電子記録債権	182, 176	182, 176	-
(5) 未収入金	13, 889	13, 889	-
(6) 投資有価証券	112, 451	112, 451	-
(7) 買掛金	(128, 581)	(128, 581)	-
(8) 長期借入金	(1, 575, 000)	(1, 580, 371)	△5, 371

(注) 1. (*)負債で計上されているものについては、()で表示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は以下のとおりであります。

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権並びに(5)未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、時価は取引所の価格によっております。

(7)買掛金

買掛金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. (8)長期借入金については、1年以内返済予定長期借入金が含まれております。

4. 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額18,779千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6)投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県内において、賃貸用の土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時 価
53,151	3,278,438

（注） 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主 要 株 主	日 本 製 鉄 (株)	被所有 直接 15.2%	当社鋳鋼品の販売 同社原材料の購入	鋳鋼品等の販売 (注)2	407,578	売掛金	19,371
				原材料の購入 (注)2	2,394	買掛金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 鋳鋼品等並びに原材料の取引価格は取引ごとに決定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額 1,267円37銭
2. 1株当たり当期純利益 57円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大の影響については、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。

このような状況において、当社は計算書類作成時における取引先の需要動向等を踏まえ、2021年12月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

新報国製鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 正 貴 ㊞
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿島 寿 郎 ㊞
--------------------	-------	----------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新報国製鉄株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２０年１月１日から２０２０年１２月３１日までの第８８期の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月18日

新報国製鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員長 宝 池 隆 史 ㊞

監査等委員 笹 本 昌 克 ㊞

監査等委員 丸 茂 隆 ㊞

(注) 監査等委員宝池隆史、笹本昌克及び丸茂隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、どのような危機が来ても潰れない二重三重の安全装置を備えた財務基盤の確立の上に、研究開発、製造技術の向上のための投資、人材育成の投資を積極的に進め持続的成長を目指しつつ、当該事業年度の業績と次期以降の見通しを勘案し安定的に株主の皆様へ報いる配当を決定していくことを基本方針としております。当期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金15円

総額 50,143,515円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

特殊鋼メーカーとして1949年に設立した当社は、お客様のニーズに合わせたオーダーメイドの金属材料を開発・製造して参りました。使用環境に最適な材料を提供できる独自の開発力は同業他社の追随を許さず、新報国ブランドとして市場に定着しております。

常に時代の一步先を行く金属材料はもとより、幅広い機能性材料を提供できる企業として、さらなる飛躍を目指すために、商号変更を実施するものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により2021年10月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、 <u>新報国製鉄株式会社</u> と 称し、英文では <u>SHINHOKOKU STEEL</u> <u>CORPORATION</u> と表示する。	第 1 条 当社は、 <u>新報国マテリアル株式</u> <u>会社</u> と称し、英文では <u>Shinhokoku</u> <u>Material Corp.</u> と表示する。
(新設)	附則
	<u>第 1 条の変更は、2021年10月 1 日をもつ</u> <u>て効力を生じるものとする。なお、本附</u> <u>則は、第 1 条の効力発生日をもってこれ</u> <u>を削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役成瀬正、長谷川潔、成島伸一の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社 株式の数	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	当社との 特別の 利害関係
1	成瀬正 (1947年1月2日生)	25,900株	1970年4月 住友金属工業(株)入社 (現 日本製鉄(株)) 1998年7月 同社 本社企画部長 2002年1月 住友特殊金属(株)入社 支配人 2002年7月 同社 取締役 2004年4月 (株)NEOMAX常務取締役 2006年7月 同社 取締役専務執行役員 2007年4月 日立金属(株)事業役員 (株)NEOMAXと日立金属(株)合併) 2008年3月 当社取締役副社長 2009年8月 当社代表取締役社長（現在） 2010年1月 山本重工業(株)取締役 (現 三重工場) 2011年4月 (株)新報国製鉄三重 (現 三重工場) 取締役会長 2014年1月 同社 代表取締役社長	なし
2	長谷川 潔 (1961年12月23日生)	7,700株	1984年4月 当社 入社 1998年6月 当社 精機外注課長 2002年4月 当社 エンジニアリング部長代理 2004年1月 当社 エンジニアリング部長 2010年1月 当社 鑄造管理部長 2014年4月 当社 素形材部長 2015年3月 当社 取締役（現在）	なし
3	成島伸一 (1951年10月22日生)	7,400株	2001年12月 (株)あさひ銀行より出向 (現 (株)りそな銀行) 2002年4月 当社 総務部長 2003年3月 (株)あさひ銀行より転籍 2004年1月 当社 営業副本部長 2004年12月 当社 総務部長 2017年1月 当社 社長室長 2018年3月 当社 監査等委員 2019年3月 当社 取締役（現在）	なし

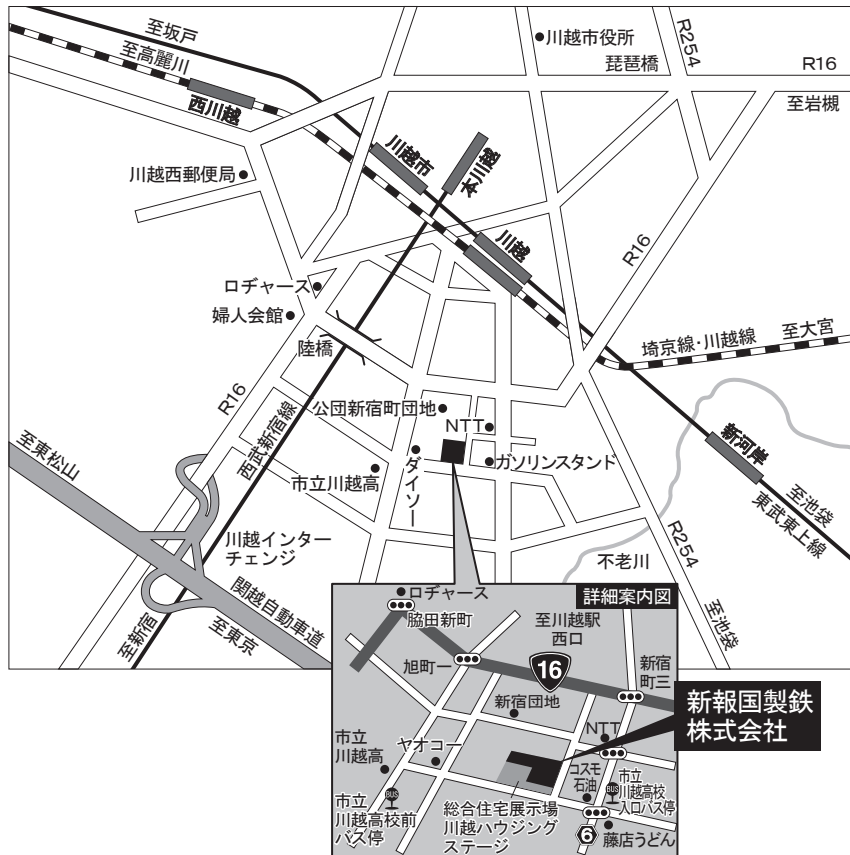
(注1) 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年12月更新の予定です。その契約の内容の概要は、事業報告3項（（5）役員等賠償責任保険契約の概要）に記載のとおりです。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川越市新宿町 5 丁目13番地61
 住宅展示場
 「川越ハウジングステージ」
 インフォメーションセンター



交通のご案内＝電車／JR線、東武東上線の川越駅から徒歩15分
 車／関越自動車道川越ICから 2 km（平常時 5分）